

[表] 平成24年度 家庭用品などによる健康被害のべ報告件数
(上位10品目及び総計)

皮膚障害		小児の誤飲事故		吸入事故	
装飾品	29 (32.2%)	タバコ	99 (25.7%)	殺虫剤	296 (26.9%)
ゴム・ ビニール手袋	10 (11.1%)	医薬品・ 医薬部外品	57 (14.8%)	洗浄剤(住宅 用・家具用)	175 (15.9%)
洗剤	8 (8.9%)	プラスチック 製品	40 (10.4%)	漂白剤	127 (11.5%)
時計/ スポーツ用品	各4 (4.4%)	金属製品	36 (9.4%)	芳香・消臭・ 脱臭剤	87 (7.9%)
		玩具	33 (8.6%)	除菌剤	44 (4.0%)
下着/ めがね/ 履き物(革靴・ 運動靴を除く)	各3 (3.3%)	洗剤類/ 電池	各16 (4.2%)	園芸用殺虫・ 殺菌剤	35 (3.2%)
		硬貨	15 (3.9%)	防虫剤/ 洗剤(洗濯用・ 台所用)	各32 (2.9%)
時計バンド/ 運動靴	各2 (2.2%)	食品類	12 (3.1%)	消火剤	31 (2.8%)
		紙製品	8 (2.1%)	忌避剤	24 (2.2%)
総計	90(注) (100%)	総計	385 (100%)	総計	1,101 (100%)

(注) 皮膚障害では、原因となる家庭用品等が複数推定される事例があるため、報告事例総数(76例)とは異なっている。

●化学物質安全対策室のホームページ[厚生労働省]

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/seikatu/kagaku/index.html>

●子どもに安全をプレゼント～事故防止支援サイト～[国立保健医療科学院]

<http://www.niph.go.jp/soshiki/shogai/jikoboshi/index.html>

●家庭用品等による急性中毒などの情報[公益財団法人日本中毒情報センター]

<http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf>

平成24年度 家庭用品などによる 健康被害 病院モニター報告

—家庭用品を正しく使用し健康被害を防ぎましょう—



厚生労働省医薬食品局
審査管理課化学物質安全対策室

はじめに

厚生労働省では、医療機関（皮膚科・小児科）及び公益財団法人日本中毒情報センターの協力を得て、家庭用品などによる健康被害情報を収集し、「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」を毎年度取りまとめています。

平成24年度の報告では、装飾品・洗剤などによる皮膚障害、タバコ・医薬品などの子どもの誤飲事故及び殺虫剤・洗剤などの吸入事故による健康被害について、ほぼ例年と同じ発生傾向でしたが、引き続き不適切な使用や保管による事例が報告されています。

家庭用品などを正しく安全にお使いいただくために、平成24年度の報告内容を中心に、専門家が分析した主な留意点を以下にまとめました。

※報告書本文では詳細な事故事例を紹介していますので、あわせて化学物質安全対策室のホームページの「家庭用品の安全対策」ページも御覧ください。

1 家庭用品などによる皮膚障害

(1) 結果の概要

- ・皮膚障害の原因となった主な家庭用品などの種類は**装飾品、ゴム・ビニール手袋、洗剤**でした（[表] 参照）。
- ・皮膚障害の種類は、アレルギー性接触皮膚炎と刺激性接触皮膚炎が大半でした。
- ・パッチテストの結果では、アクセサリやベルトのバックルなどによく使用される**ニッケル・コバルト**にアレルギー反応を示した例が多く見られました。

家庭用品を主な原因とする皮膚障害は、原因家庭用品との接触によって発生する 경우가ほとんどです。

家庭用品を使用して、接触部位にかゆみ、湿疹などの症状が出た場合には、原因と考えられる家庭用品の使用は極力避け、症状が改善しない場合は、早めに専門医の診療を受けましょう。

また、日頃から自己の体質を認識し、製品の素材について注意を払うことが大切です。



(2) 報告事例ピックアップ

殺虫剤

- ・子どもがワンタッチ式蚊取りをいたずらし、玄関ホールで1本ほぼ全量スプレーしたところ、スプレーした子どものほか、室内にいた3名に皮膚のしびれ感等の症状が出た（2歳、4歳、6歳、36歳、男性1名、女性3名）。

▶ **子どもの手の届かない場所に保管するようにしましょう。また、チャイルドレジスタンスの機能がついている製品については確実にロックするようにしましょう。**



- ・くん煙剤を使用したところ警報器が鳴り、入室して製剤を吸い込み、咳、目の充血、頭痛、めまいの症状が出た（25歳女性、50歳女性）。

▶ **くん煙剤を使用する場合は、製品に付属しているカバーを使用するなど、事前の火災警報器対策を念入りに行いましょう。**



漂白剤・洗剤

- ・トイレ掃除の際に、バケツの中で塩素系漂白剤と酸性のトイレ用洗剤を混ぜてしまい、強い臭いがし、のどの痛み、めまい等の症状が出た（46歳女性）。

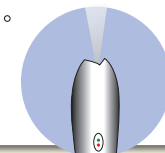
▶ **塩素系の漂白剤と酸性物質を混合すると塩素ガスが発生し、吸入すると危険ですので、混合しないように注意しましょう。**



消臭剤

- ・子どもが自動噴射型エアゾール式の消臭剤をのぞき込んでいて、薬が噴射され両眼に入り、眼の痛み、角膜びらん等の症状が出た（4歳男児）。

▶ **自動噴射装置は、人が近くにいる時に突然噴射することがあるので、設置場所に注意しましょう。**



注目! 芳香のある柔軟仕上げ剤の使用時には周りへの配慮を

芳香のある柔軟仕上げ剤を使用する際は表示を参照し使用方法・使用量を守り、洗濯物を干す際などには周辺住民の方にも配慮しましょう。自分がににおいに敏感な場合は、商品を選択する際に、商品の表示等に記載された芳香の強さ等を参考にしましょう。自分にとっては快適なおいでも、他人には不快に感じることもあるということを認識しておきましょう。

※独立行政法人国民生活センター発表資料

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20130919_1.pdf

3 家庭用品などによる吸入事故など

(1) 結果の概要

- ・吸入事故などの原因となった主な家庭用品などの種類は、**殺虫剤**、**洗浄剤**、**漂白剤**でした（[表] 参照）。
- ・年齢別では、**9歳以下**の子どもが最も多く4割程度でした。
- ・製品の形態は、**スプレー式**の製品、**液体**の製品が大半でした。



- ・使用方法や製品の特性について正確に把握していれば、または、わずかな注意があれば防ぐことができた事例も多数ありましたので、製品の使用前には注意書きをよく読み、正しい使用方法を守りましょう。
- ・万が一事故が発生した場合は、症状の有無に関わらず、公益財団法人日本中毒情報センターに問い合わせ*をし、必要に応じて専門医の診療を受けましょう。

*日本中毒情報センター
大阪 中毒110番 (TEL:072-727-2499) 365日 24時間
つくば 中毒110番 (TEL:029-852-9999) 365日 9時~21時

注意!

まぜるな危険

塩素系の洗浄剤と酸性物質（酸性の洗浄剤、食酢など）との混合は、有毒なガス（塩素ガス、塩化水素ガス）が発生して非常に危険です。注意して使用しましょう。



防水効果をうたっていない衣類用スプレーにも注意

汗ジミ防止や静電気防止などうたった衣類用スプレーについても、防水スプレーと同じようにフッ素樹脂、シリコン樹脂といった呼吸器系の中毒事故の原因となる成分が配合されている製品があり、使用には注意が必要です。防水スプレーと同様、使用する場合には、吸い込まないように注意しましょう。また、乳幼児の近くでは使用しないようにしましょう。

*独立行政法人国民生活センター発表資料

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20130404_1.pdf



(2) 報告事例ピックアップ

装飾品

- ・5年前にピアスを付けると紅斑腫脹が見られ、ネックレスを付けると紅斑、掻痒が見られた（38歳女性）。



▶ 金属製品で既往がある場合は、他の金属製品にも注意しましょう。

ゴム手袋

- ・仕事でゴム手袋を使用したところ、手のひらに水疱、掻痒ができ悪化した。代替品手袋を使用することで仕事を再開できた（52歳女性）。



▶ 手袋が体質に合わない場合は、別の素材を使用するよう心がけましょう。

洗剤

- ・仕事で包装紙に触れる機会が多く、手洗いの際の洗剤の影響で手が荒れた。洗剤を変更し、保湿を行ったところ軽快した（51歳女性）。



▶ 包装紙の刺激により皮脂が取り洗剤刺激が容易に起こったと思われる。皮膚が弱い体質の場合、洗剤使用時に保護手袋を着用し、洗剤使用後にはクリームを塗るようにしましょう。

スポーツ用品

- ・スイミングゴーグルを付けたところ、両眼の周りと前額に皮疹ができた。ゴーグルを変更したところ軽快した（65歳女性）。



▶ スポーツ用品に使用されている接着剤が原因となる場合もあり、体質に合わない場合は他の製品を使用しましょう。

注目! 首からぶら下げるタイプの携帯型空間除菌剤

次亜塩素酸ナトリウムを含むとの表示がある携帯型空間除菌剤「ウィルスプロテクター」の使用により化学熱傷を起こす事故が発生し、使用中を呼びかけるとともに、自主回収を行っております。直ちに使用を中止するようにしましょう。

*消費者庁発表資料

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/130218kouhyou_1.pdf

*厚生労働省発表資料

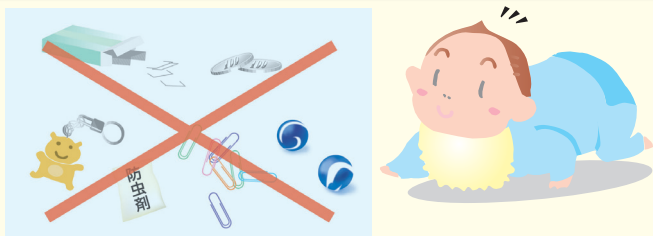
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002vt2p.html>

2 家庭用品などによる 子どもの誤飲事故

(1) 結果の概要

- ・誤飲事故の原因となった主な家庭用品などの種類は**タバコ**、**医薬品**・**医薬部外品**でした（[表] 参照）。
- ・年齢別では、**6～11ヵ月**が最も多く、次いで12～17ヵ月でした。
- ・亡くなった事例はありませんでしたが、入院などを要した事例が散見されました。

・事故は小児に注意を払っていても発生してしまうことがあります。小児の手の届く範囲には、できるだけ小児の口に入るサイズのものは置かないようにしましょう。



注意!

誤飲時に注意が必要なもの

タバコ → ニコチン中毒のおそれがあります。誤飲時は飲料を飲ませないようにしましょう。

医薬品など → 薬理作用で思わぬ健康被害のおそれがあります。

電池 → 消化管に穴があくおそれがあります。

磁石 → 複数個誤飲したときに、消化管に穴があくおそれがあります。

装飾品 → 海外では、鉛中毒で亡くなった事例がありました（平成18年）。

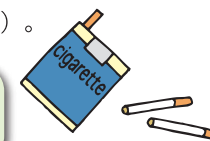
これらを誤飲したことがわかったときは、早めに医療機関を受診しましょう。

(2) 報告事例ピックアップ

タバコ

・タバコを食べ、1時間後から数回嘔吐した（8か月女児）。

▶ タバコは誤飲した数時間後に症状が出る場合があるので、経過観察を怠らないようにしましょう。



医薬品

・親が男児にわざと薬を飲ませる際に、抗生物質と間違えて姉の抗てんかん剤を飲ませてしまった（5歳11か月男児）。

▶ 保護者の過失で小児に誤飲させる事例も散見されるので、注意しましょう。



食品類

・テーブルに置いてあった酒を100ml飲み、吐き気を催した（3歳9か月女児）。

▶ 小児の手の届く範囲に酒を置かないようにしましょう。また、小児を同伴して居酒屋などに行くのは控えましょう。



灯油

・手動式の灯油のポンプの先をなめ、1日入院した（1歳3か月男児）。

▶ 灯油は気化したものを吸引することにより肺炎を起こす危険性があるので、なめた程度でも重大な事故になります。灯油は、小児の手の届かない場所へ片付けましょう。

